

生 き 活 き ロ ー ン

2021年4月1日現在

1. 資金用途	・生活資金、自己居住用住宅資金
2. 貸出形式	・証書貸付（証書口）
3. 貸出金額 (1)総極度額  (2)証書口	・1億円以内（原則として50万円以上10万円単位）  ・1億円以内（原則として1万円単位）
4. 取引期間	・契約日より5年（その後5年毎の自動更新）
5. 借入資格	・次のすべての条件を満たす方 ① 未成年者、制限行為能力者または住所不定者でないこと ② 安定継続した年収が150万円以上であること ③ 個別の貸出に係る最終弁済年齢が満76歳未満であること ④ 当金庫が指定する生命保険に加入できること ⑤ 保証機関の保証を受けられること
6. 貸出金利 (1)利率  (2)利率の見直し  (3)返済額の変更  (4)一括返済	・当金庫所定の利率を適用します。（変動金利）  ・年2回、6カ月に1度、労金変動型住宅ローンプライムレートを基準金利として利率の見直しを行います。 ・利率が変更された場合、店頭掲示または書面により通知します。  ・利率の変更にかかわらず、5年ごとに返済額を見直します。 見直し後の返済額は、見直し前の返済額の1.25倍を限度とします。 見直し後の返済額が見直し前の返済額より少ない場合は原則として返済額を見直さず、最終期日を繰り上げます。  ・利率の変更等により、当初の貸出期間が満了しても未払利息および元金の一部が残存する場合には、最終期日に一括返済していただきます。
7. 返済方式	・元利均等月賦償還または元利均等月賦半年賦併用償還 元利均等償還とは、返済期間を通じて元金と利息の合計額が均等となるよう計算された一定額を毎回支払う方式をいいます。 毎月1回返済を行う「月賦償還」、月賦償還と半年に1回返済を行う半年賦償還とを組み合わせた「月賦半年賦併用償還」があります。
8. 保証	・（一社）日本労働者信用基金協会 ただし、保証人が必要な場合があります。
9. 保証料等 (1)保証料  (2)手数料	・無料（労金が負担します）  ・不動産担保取扱手数料…33,000円

10. 返済条件 変更手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部繰上償還手数料…無料</li> <li>・全額繰上償還手数料…無料</li> <li>・他行への借換手数料…55,000円</li> </ul> <p>・その他の返済条件の変更については、原則として行っていません。</p>
11. 担 保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として融資対象不動産に第1順位の根抵当権を設定します。</li> <li>・担保である建物について借入金額以上の任意の火災共済（保険）に加入していただきます。なお、別に定める貸出については質権を設定します。</li> <li>・借入相当額について当金庫を契約者とするろうきん団体信用生命保険に加入いただきます。</li> </ul>
12. ろうきんへ の相談・苦情・ お問合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】 0120-86-3760</p> <p style="margin-left: 20px;">受付時間 平日 午前9時～午後6時 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業)</p> <p>なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="https://www.chugoku.rokin.or.jp">https://www.chugoku.rokin.or.jp</a></p>
13. 第三者機関 に問題解決を 相談したい場 合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。</li> </ul> <p>なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。</p> <p style="margin-left: 20px;">【窓口：(一社)全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</p> <p style="margin-left: 20px;">受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p style="margin-left: 20px;">【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249</p> <p>※ 仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="https://www.chugoku.rokin.or.jp">https://www.chugoku.rokin.or.jp</a></p>
14. そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生き活きローンの新規契約は終了しております。</li> </ul> <p>なお、現在ご契約いただいている方につきましては、引き続き利用できます。</p>

ろうきん

※ 金利情報については、窓口にお問い合わせください。

※ 返済額についてご希望がありましたら試算いたしますので、店頭にてお気軽にご相談ください。